

平成 23 年第 4 回にかほ市議会定例会会議録（第 1 号）

1、平成 23 年 6 月 9 日第 4 回にかほ市議会定例会がにかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	4 番	佐々木 弘 志
5 番	竹 内 賢	6 番	伊 藤 知
7 番	宮 崎 信 一	8 番	飯 尾 明 芳
9 番	佐々木 正 明	10 番	小 川 正 文
11 番	竹 内 睦 夫	12 番	村 上 次 郎
13 番	市 川 雄 次	14 番	菊 地 衛
15 番	池 田 甚 一	16 番	加 藤 照 美
17 番	池 田 好 隆	18 番	佐 藤 元
19 番	齋 藤 修 市	20 番	佐 藤 文 昭

1、本日の出席議員（ 20 名 ）

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	4 番	佐々木 弘 志
5 番	竹 内 賢	6 番	伊 藤 知
7 番	宮 崎 信 一	8 番	飯 尾 明 芳
9 番	佐々木 正 明	10 番	小 川 正 文
11 番	竹 内 睦 夫	12 番	村 上 次 郎
13 番	市 川 雄 次	14 番	菊 地 衛
15 番	池 田 甚 一	16 番	加 藤 照 美
17 番	池 田 好 隆	18 番	佐 藤 元
19 番	齋 藤 修 市	20 番	佐 藤 文 昭

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 金 子 勇 一 郎 班 長 兼 副 主 幹 佐 藤 正 之
副 主 幹 佐々木 孝 人

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	横山 忠 長	副市長	須田 正 彦
教育長	渡辺 徹	総務部長	森 鉄 也
市民福祉部長	細矢 宗 良	産業建設部長	佐藤 家 一
教育次長	佐藤 知 公	ガス水道局長	佐藤 俊 文
消防長	阿曾 時 秀	会計管理者	須藤 金 悦
総務部総務課長	阿部 均	企画情報課長	齋藤 均
財政課長	佐藤 正 春	税務課長	齋藤 利 秀
市民課長	佐藤 克 之	生活環境課長	須藤 正 彦
子育て長寿支援課長	齋藤 美 枝子	農林水産課長	伊東 秀 一
商工課長	佐々木 敏 春	管理課長	竹内 規 悦
建設課長	佐藤 正	学校教育課長	高野 浩
消防本部消防次長	柳 橋 稔		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第1号

平成23年6月9日（木曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 市政報告
- 第4 報告第5号 繰越明許費の報告について
- 第5 報告第6号 事故繰越の報告について
- 第6 議案第48号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第7 議案第49号 にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第50号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第51号 にかほ市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第52号 市有財産の無償譲渡について
- 第11 議案第53号 市道路線の認定について
- 第12 議案第54号 平成23年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）について

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前 10 時 00 分 開 議

●議長（佐藤文昭君） ただいまの出席議員は 20 人です。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから平成 23 年第 4 回にかほ市議会定例会を開会します。

なお、8 番飯尾明芳議員より早退届が出ております。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第 121 条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 79 条の規定により、1 番伊東温子議員、2 番鈴木敏男議員を指名します。

日程第 2、会期決定の件を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。18 番佐藤元議会運営委員長。

【議会運営委員長（18 番佐藤元君）登壇】

●議会運営委員長（佐藤元君） おはようございます。それでは、本定例会の会期の報告をいたします。

去る 6 月 2 日に午前 10 時より議会運営委員会を開催いたしました。

本定例会の議案は、報告が 2 件、人事案件が 1 件、条例の一部改正に関する条例制定が 3 件、一般会計補正予算が 1 件、その他 2 件の計 9 件でございます。

一般質問は 9 名の議員から提出されておりますので、13 日の初日を 5 名の方々から、翌 14 日に 4 名の方からを計画しておりますので、よろしくお願ひします。

総務部長の出席を求めまして、議案の概要説明を受けております。その中で、委員会は一般質問が終わりました、中を飛んで 16 日が質疑と委員会付託となりますので、17 日及び中飛んで 20 日、21 日の 3 日間を委員会日程と予定しておりますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。そして 22 日が委員長報告、討論、採決となりますので、本定例会の会期は本日 6 月 9 日より 22 日の 14 日間といたしておりますので、御協力のほどをよろしくお願ひいたします。以上です。

●議長（佐藤文昭君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日から 6 月 22 日までの 14 日間に決定しました。

また、議案第 48 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略し、本会議において決したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

なお、議案第 48 号については、本日の日程の中で質疑から採決まで行います。

日程第 3、市政報告を行います。これを許します。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。きょうからの 6 月定例会、よろしく願いをいたします。

それでは、市政報告をいたします。

最初に、最近の市政について報告をいたします。

始めに、東日本大震災の対応等についてであります。

未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から 3 ヶ月を迎えようとしておりますが、被災された多くの方々は今なお避難生活を余儀なくされているものの、生活の再建に向けて立ち上がっており、一日も早い復興を願うものであります。

また、市民の皆さんからは、被災地への物資や義援金など数多くの支援と市内への避難者を励ますために、各種イベントなどを開催しているところであります。

現在、にかほ市への避難者は、福島県から 14 世帯の 46 人、宮城県からは 10 世帯の 15 人で計 24 世帯・61 人となっております。

4 月に設置した「避難者支援センター」の職員により、週に一度は訪問し、各種相談や情報提供・物資等の配布を行い、支援しております。

また先月、避難者のニーズを調査するため、アンケート・聞き取り調査を実施したところ、避難生活は落ち着いてきている様子で、市や市民の温かな対応などに感謝する内容が伺えます。

市では、生活支援策として、これまで民間のアパートや空き家などを借りて避難している方々 1 人につき 1 日 1,000 円、1 世帯当たり月 15 万円を限度とする生活支援を 3 ヶ月間行ってまいりました。

今後は、長引く避難生活が予想されるため、実家・親戚及び旅館等へ避難している方も含め、計上済みの予算の中で避難者一人につき月 5,000 円の「にかほ市商工会共通商品券」を配布し、生活支援を行います。

被災地への支援は、これまで緊急消防援助隊を含め延べ 80 人の職員を被災地に派遣し、避難所支援・消火・給水・保健活動などの支援をしております。

また、連休後には、松島町から再び、被災家屋の調査を行うに当たり職員の派遣要請があり、5 月 23 日から 6 月 10 日まで 2 名の職員をローテーションにより派遣しております。

今後も要請があった場合は、可能な限り対応してまいります。

次に、津波避難地図（津波ハザードマップ）についてであります。

21 年 4 月に全戸配布した津波避難地図については、今回の大震災を踏まえ、見直しを図ってまいります。

見直しの内容については、もとになっている住宅地図から 2500 分の 1 の都市計画図に変更し、全体の標高が避難場所も含めて分かりやすいように表示いたします。

また、現在指定している避難場所については、沿岸・自治会長等の協力をいただきながら見直しを進めてまいります。

見直し後の津波避難地図は、沿岸地域の各世帯などに配布するとともに、市のホームページでも公開します。

県では、今年度から被害想定の見直しに着手しましたが、完成までは2ないし3年かかると言われており、それまでの間、市においては今できることから対応してまいります。

関係予算を補正計上しておりますので、よろしく申し上げます。

次に、新ごみ処理施設の用地選定についてであります。

用地の選定比較検討業務を仙台市の業者に委託しておりましたが、去る5月30日に報告書が完成し、納品されたところであります。

用地選定評価に当たっては、土地利用計画、自然環境保全、防災面の各種法規制等の指定状況をもとに候補地を広域評価し、さらに敷地状況、周辺環境状況、インフラ整備状況、収集運搬状況の個別項目評価を加えたものとなっております。

候補地として想定した5ヵ所は、一つとして両前寺浜中の一般廃棄物最終処分場南側、二つとして三森字美濃輪のすずらん通りを南進して白雪川と交差する付近北側、三つとして金浦字館ヶ森の消防本部東側、四つとして金浦轄町の一般廃棄物最終処分場東側、五つとして樋目野中物見山の株式会社アースクリーン秋田の北側であります。

その結果、金浦館ヶ森の消防本部東側付近が最適地となっております。

今後は、最適地との結果が出た候補地について議会と市民に説明し理解を得ながら、環境アセスメントを実施したいと考えております。

22年度の一般会計・決算見込みについてであります。

歳入が約155億4,300万円、歳出が約152億400万円で、おおよそ3億3,900万円の黒字決算となる見込みであります。

23年度の課税状況について申し上げます。

軽自動車税の調定額は5,800万円で、22年度当初と比較し1%、約59万円の増、固定資産税の調定額は15億3,190万円で、22年度当初と比較し3.6%、約5,760万円の減となっております。

個人市民税については、調定額が確定している給与からの特別徴収分のみ申し上げますが、約6億7,700万円で、22年度当初と比較し4.4%、約2,900万円の増となっております。

なお、個人市民税の普通徴収分及び年金からの特別徴収分が確定するのは6月中旬ころとなります。

滞納整理の状況であります。厳しい経済情勢下において、21年度以前の滞納繰越分の徴収率は国民健康保険税を含む市税全体で12.6%、対前年度比0.6%、約280万円の増となっております。

今年度においても、県とのタイアップや秋田県地方税滞納整理機構への職員派遣等により徴収体制の強化を図ってまいります。また、まだまだ経済情勢が厳しい状況下であり、納税が困難となる納税者の増加も懸念されていることから、納税相談もあわせて行いながら、引き続き、市民への納税意識の高揚と収納率の向上に努めてまいります。

国保連合会の拠出金誤算定についてであります。

本年4月、秋田県国保連合会から、市町村国保の拠出で実施している保険財政安定化事業と高額医療費共同事業の拠出金について、21年度分から算定誤りがあったとの報告がありました。

これは、岡山県で算定ミスがあったことから見直した結果、秋田県でも同様のミスが見つかったものであります。

誤りは、算定基礎となる基準拠出対象額について、交付金実績で算定すべきところを拠出金データを用いて算定したことによるものであります。

本市分では、安定化事業分が21・22年度あわせて286万6,000円の減額、高額医療費分は同じく1,741万6,000円の減額となり、計2,028万3,000円の返還となる見込みであります。

また、23年度分についても再計算の結果、当初額に比べ、安定化事業分が203万2,000円の増、高額医療費分は471万4,000円の減、あわせて268万2,000円の減となる見込みであります。

過年度分の精算については、国・県への返還金が伴うため、9月以降に補正で対処したいと考えております。

福祉医療費の22年度実績見込みについてであります。

支給件数が約6万9,900件（対前年度比24.4%増）、額にして約2億700円（対前年度比11.5%増）となっております。

増加の要因は、前年4月診療分から、市が新たに拡充した小学生の医療費及び中学生の入院費の無料化によるものであります。

このうち、市が単独で措置した支給件数は、一部重複しますが約3万2,300件で、支給額は約4,700万円であります。

また、入院時食事療養費の支給件数は531件（対前年度比13.9%減）、額にして約400万円（対前年度比約22%減）となっております。

今後とも安心して子育てができるよう、支援に努めてまいります。

次に、放課後児童健全育成事業についてであります。

上浜小学校の児童を対象にした上浜学童保育クラブが、4月から開始となりました。

この事業は社会福祉法人象潟健成会に委託して実施していますが、毎日10人前後の児童が利用しています。

実施場所は上浜構造改善センター内で、現在、センターの空き部屋をクラブ専用とするために内部改修工事を進めております。

高齢者声かけ見守り巡回事業についてであります。

昨年度は、75歳以上の独り暮らし高齢者等を対象にしておりましたが、今年度は、対象を70歳以上とし、巡回訪問を進めています。

訪問は社会福祉協議会に委託し、自治会や民生児童委員と連絡を取りながら実施しています。

また、訪問後は、それぞれの状況に応じてその後の対応につなげるなど、見守り体制を強化しております。

次に、老人憩の家の無償譲渡についてであります。

「にかほ市行財政改革大綱・二次計画」において、老人憩の家や農業関連施設等、市の所有する施設のうち、限られた地域の住民しか使用せず、かつ、建設目的が果たされた施設は地域で施設を管理運営してもらえよう、該当する自治会等と無償譲渡の協議を継続して行っております。

対象施設の一つである小滝老人憩の家「奈曾会館」については、小滝自治会長から無償譲渡を受け入れたいとの申し出がありましたので、老人憩の家としての用途を廃止して普通財産へ移行し、無償譲渡します。

関係議案を提案しておりますので、よろしく申し上げます。

高齢者の介護予防事業についてであります。

3月に実施した、日常生活において機能低下をしていないかを確認する「基本チェックリスト」の集計作業が終了しておりますが、今年度、介護予防対策が必要な対象者は357人に決定されております。

今後は、介護予防のために、運動や栄養、口腔、認知症予防等の各教室への参加や訪問事業を通して、いつまでも生き生きとした生活を続けていけるよう、地域包括支援センターで支援してまいります。

生活保護の状況についてであります。

23年3月31日現在、本市の生活保護受給世帯は133世帯で、被保護者数は206人であります。

前年同期と比較して、世帯数で11世帯、人数では18人の増となっております。

また、22年度中に行った面接相談件数は延べ65件で、保護申請に至ったのが33件であります。

そのうち、新たに保護を開始したのが26件となっております。

がん対策事業についてであります。

県は「がん検診受診率の向上」が胃がん死亡率の減少に効果的であるとし、特定の年齢の県民に対し、胃がん検診助成事業を実施します。

市では、受診率向上のため啓発等を行っているところでありますが、県の事業開始に伴い、4月1日に40歳、50歳になる市民を対象に胃がん検診の受診拡大に努めてまいります。

また、国が勧め、21年度から開始されました女性特有のがん検診に加え、今年度新たに大腸がん検診も推進することにしてから、当市においても積極的に取り組み、受診率向上を目指してまいります。

次に、農業についてであります。

23年度の営農計画・集計状況では、県から示された主食用水稻作付分の配分面積2,032ヘクタールに対して、農家から出された計画実施面積は2ヘクタール少ない2,030ヘクタールとなっており、配分面積内に収まっております。

需給調整分では、配分面積1,091ヘクタールに対して実施面積は1ヘクタール多い1,092ヘクタールとなっております。

重点作物では、新たに作付が予定される枝豆は約0.9ヘクタール、業務用キャベツは約1.2ヘクタールの見込であります。

また、転作面積の拡大分約135ヘクタールについては、備蓄米による需給調整により対応する計

画となっております。

次に、農業者戸別所得補償制度の本格実施に伴い、「にかほ市水田農業推進協議会」を母体とした組織改編により「にかほ市農業再生協議会」が設立いたしました。これに伴い、これまでの「地域担い手育成総合支援協議会」及び「耕作放棄地対策協議会」は解散して、その事務は「農業再生協議会」が承継することになります。

現在、「農業再生協議会」が中心となって、農業者戸別所得補償制度への加入申請に向けた、啓発と手続きを行っているところであります。

また、農業者戸別所得補償制度は、営農の継続と自給率向上を図るため「米の所得補償交付金」と、大豆・そば等「転作作物等の所得補償交付金」の二本立ての制度になっておりますが、転作作物等の所得補償交付金は、大豆等重点作物の収量の増加と、品質アップが求められることから、県単事業の「モミガラ補助暗渠事業」の実施者に、県による補助金に加え、市より 10 アール当たり 2,000 円のかさ上げ助成を行う計画であります。

同事業については、芹田地区の一部転作田で 2 ヘクタールを実施しておりますが、今後は、田植等の農作業の進捗にあわせて本格的に実施される予定であります。

震災に関連した産業支援策であります。

市内の商工業に対する災害の影響ですが、当初、製造業を中心に物流の停滞による影響が一時的にあったものの、現在は、通常のペースに戻っております。

また、消費の自粛ムードは、旅館、ホテル、飲食業などに厳しい影響を与えましたが、現在は改善の傾向に向かっているものと見ております。

市では、秋田県が中小企業の災害復旧に向けて創設した「東北地方太平洋沖・地震復旧支援資金」の融資に対し、利子の一部を補給し、震災の間接被害を受けた事業所に対し負担軽減を図っております。

負担軽減のための利子補給は、貸付利子 1.5%のうち 0.5%を当初の 3 年間補給したいと考えております。利子補給に係る補正予算を計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

新卒者等の雇用状況であります。

今春卒業した本市在住高校生の就職状況ですが、就職を希望していた 71 名のうち 68 名が、それぞれの職場で社会人としてスタートしております。3 名の未就職者については、ハローワークに登録し、引き続き就職活動中とのことであります。

一方、3 月末現在の有効求人倍率は、秋田県全体で 0.5 倍、ハローワーク本荘管内は 0.39 倍となっております。ここ一年横ばい状況にあります。

ゴールデンウイーク中の観光客入り込み状況についてであります。

東日本大震災による自粛ムードや鳥海山ブルーラインの部分開通などの影響により、「ねむの丘」利用者は前年同対比 3%減で、当市の観光スポット全体では、前年同対比で 24.1%減の 11 万人の出入となっております。

次に、由利地域観光振興機構の設置についてであります。

由利地域の広域的な観光の推進と交流人口の拡大による地域の活性化を図るため、秋田県とにか

ほ市、由利本荘市が、それぞれの機能を合体し、一体的に観光振興事業を実施する「由利地域観光振興機構」を立ち上げました。

具体的には、グリーンツーリズムなど体験型メニューの拡充及び受入体制の整備を3ヵ年計画で実施するもので、観光客のニーズに対応したメニューの開発と情報発信への取り組みが強化され、観光振興が強力に推進されるものと期待しているところであります。

次に、日沿道の進捗状況についてであります。

象潟仁賀保道路、路線延長13.7キロメートルのうち、象潟金浦間6.8キロメートルについては、用地取得で約9割、工事で1割、金浦仁賀保間6.9キロメートルと仁賀保本荘道路・仁賀保ICから両前寺交差点間1.3キロメートルについては、平成24年度の供用開始に向けて工事が進められております。

姉妹都市等との国際交流事業についてであります。

本年受け入れを計画していたアメリカ・ショウニー市、中国・諸暨市、ニュージーランド・クライストチャーチ市の3都市から、このたびの東日本大震災による福島第一原発の放射性物質漏えい問題が心配されることから、次年度への延期、または取りやめの申し入れを受けております。

実施主体となる市国際交流協会と協議を重ねたところ、先方からの申し入れのとおり本年度の受入事業については、すべての計画を中止し、来年度以降の交流に向けた話し合いを続けることにしました。

なお、派遣を計画しているアメリカ・アナコーテス市及びショウニー市への訪問については、計画どおり実施することにしており、アナコーテス市には中学生14名、引率4名の計18名が、8月4日から8月11日までの7泊8日の日程で訪問するための研修を行っております。

また、ショウニー市へは、10月に中学生14名、引率4名の計18名の派遣を計画しており、中学生団員の募集を実施しているところであります。

国内都市交流についてであります。

友好親善都市の愛知県吉良町は、本年4月1日に吉良町を含む3町が西尾市と合併し、新「西尾市」となりました。

合併協議では、本市との交流を含む都市間交流については継続するとされておりますので、引き続き、白瀬轟中尉を御縁とする交流を続けてまいります。

姉妹地の盟約を結んでいる浅草・馬道地区との交流については、金竜・千束・富士の3小学校へ稲作観察用の苗を継続的に提供しており、平成21年度からは、浅草神社境内で「にかほ市大物産展」を開催しております。

また、本年より新たな試みとして、浅草観音うら柳通りを会場に毎年初夏の5月6月に計4日間開催されている「浅草植木市」への物産販売の出店も計画しております。

6月25・26日には、百彩館が出店します。期間中、一日当たり約7万5,000人の来場が見込まれており、物産の紹介や販路拡大など、にかほ市をPRする機会として期待しているところであります。

男女共同参画事業についてであります。

「にかほ市男女共同参画計画」を平成 19 年度に策定し、本年度がその計画の最終年度になります。

本市の各種審議会等への女性登用率は、県内はもとより東北地方においてもトップクラスの状況が維持されております。加えて、男女共同参画社会の推進に向けた講演会の開催や、機会あるごとに対話劇を披露し、積極的な取り組みについても評価を得ております。

こうした啓発活動の継続的な実施を目標に掲げ、さらには、平成 24 年度からの新たな 5 ヶ年計画を策定する年度であることから、秋田県・男女共同参画推進月間の 6 月初日に、にかほ市として「男女共同参画宣言都市」であることを表明したところであります。県内では潟上市、大仙市、横手市、由利本荘市、能代市に次いで 6 番目の宣言となります。

釜ヶ台小・中学校の校舎利用についてであります。

昨年 3 月で閉校となりました釜ヶ台小・中学校の校舎について、NPO 法人まちづくり人材育成「長善の会」より、山菜や地元農産物加工工場として調理室の借用願いがあり、5 月 10 日より来年 3 月まで一時貸しつけをしております。施設の有効利用が地元農家の活性化に結びつくことを期待しております。

次に、「チャレンジデー 2011」についてであります。

今回は、東日本大震災の影響により、例年実施されている参加登録された自治体や地域同士の対戦方式を取りやめ、参加各自治体や地域が、それぞれの目標に掲げ、独自に取り組むことになりました。

また、今回の大震災で大きな被害を受けた、昨年の対戦相手であります岩手県大槌町をスポーツで元気にしたいということでの取り組みになりました。

参加者の皆さんから、支援金などの御協力をいただき、また、チャレンジデーイベントの T シャツの販売で得た収益や支援金を原資に、大槌町で希望するスポーツ用品を届けさせていただきます。

今年の参加者は 1 万 1,108 人で参加率は 39.6%と昨年を若干上回りましたが、それ以上に多くの市民の皆さんから寄せられた善意で、大槌町を少しでも元気づけることができたと思っております。

次に、「インターハイ」についてであります。

平成 23 年度全国高等学校総合体育大会（インターハイ）が、北東北 3 県の秋田・青森・岩手で開催されます。

にかほ市では、7 月 28 日から 30 日までの 3 日間、サッカー競技大会が仁賀保グリーンフィールドと TDK 秋田総合スポーツセンターで開催されます。サッカー競技は秋田市・男鹿市・由利本荘市との共催となりますが、にかほ市の会場には監督・選手が約 400 人、延べの観客数を約 1 万人と見込んでおります。にかほ市を訪れる皆さんを、心から歓迎したいと思います。

各種大会の代替開催についてであります。

宮城県を会場に開催準備を進めておりました東北総合体育大会（ミニ国体）であります。震災の影響で全競技について宮城県開催を断念し、代替開催地の確保に努めているところであります。

サッカー競技会は、松島町と利府町での開催を予定していましたが、にかほ市で開催できないかと打診されております。8 月中旬の開催となりますが、前向きに協議を進めているところであります。

す。

また、昨年にかほ市で開催した第18回東北マスターズサッカー選手権大会も宮城県開催で準備をしておりましたが、やはり震災の影響で前回大会に引き続き、にかほ市を主会場に開催できないかと要請されており、7月上旬の会期になりますが、会場の確保等開催準備を進めております。

次に、「おくのほそ道象潟フェア」についてであります。

芭蕉が訪れた最北の地「象潟」を県民に広く周知し、芭蕉に対する意識の高揚を高める目的から、7月23日より8月21日までの期間、おくのほそ道「象潟」フェアを秋田市で開催します。

期間中、秋田県立図書館特別展示室で出張企画展「おくのほそ道と象潟」を開催し、資料館所蔵の芭蕉関連の資料や、いにしへの象潟を描いた屏風などを展示するほか、秋田県生涯学習センターでは、3回にわたり「おくのほそ道と象潟」をテーマに講演会を開催します。この講演会では7月31日が作家の金森敦子氏を、8月7日には象潟郷土資料館学芸員を、8月20日には元秋田経済法科大学学長の井上隆明氏を予定しており、それぞれ特色のある講演会を計画しております。

フェアが終了した後の9月3日からは、象潟郷土資料館において「おくのほそ道と象潟」を開催する予定であります。

「第28回奥の細道象潟全国俳句大会」についてであります。

8月6日に開催しますが、今年度は「おくのほそ道象潟フェア」開催期間中に行うこととし、道の駅象潟「ねむの丘」で開催します。講師には、読売新聞俳壇選者の矢島渚男氏を招き、一般の選評、講演をお願いしております。

郷土資料館企画展「稲と民俗文化」についてであります。

この企画展は6月4日から平成24年5月下旬まで開催します。

市の風土の中で生まれた独自の稲づくりの信仰や行事、衣、道具等の紹介や、県内でも珍しい「四季耕作図」（屏風六曲一双）等の資料を公開します。

また、収量を上げるために先人たちが取り組んだ「波除石垣」、「温水路」、「乾田馬耕」の紹介や、名勝「象潟」の保護と開田の葛藤を紹介しながら、改めて米づくりを見つめる機会にしたいと考えております。

終わりになりますが、「鳥海山伝承芸能祭」についてであります。

伝承芸能の普及と番楽の継承を促す目的で行なっている芸能祭は、昨年に引き続き、小滝の「にかほ市郷土文化保存伝習館」において9月3日に開催を予定しております。

以上で市政報告といたします。

●議長（佐藤文昭君） これで行政報告を終わります。

暫時休憩します。

午前10時40分 休憩

午前10時40分 再開

●議長（佐藤文昭君） 会議を再開します。

日程第4、報告第5号繰越明許費の報告について及び日程第5、報告第6号事故繰越しの報告2件、日程第6議案第48号人権擁護委員候補者の推薦について、から日程第12、議案第54号平成23年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）についてまでの議案7件、計9件を一括議題とします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、今定例会に提案しております議案の要旨について御説明をいたします。

報告第5号繰越明許費の報告についてでございます。平成22年度にかほ市一般会計予算で繰越明許費の議決をいただいた庁舎等改修事業ほか23件並びに平成22年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算で繰越明許費の議決をいただいた公共下水道事業外1件について、繰越計算書のとおりとなりましたので報告するものでございます。

同じく報告第6号事故繰越しの報告についてでございます。平成22年度の事業であります都市防災総合推進事業並びに釜ヶ台地区簡易水道施設整備事業におきまして、年度内に事業が終わらなかったため、やむを得ず事故繰越しとして翌年度に繰越するものであり、繰越計算書のとおりとなりましたので報告するものでございます。

議案第48号人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。任期満了に伴う人権擁護委員のこうほ者として、新たに齋藤乃里子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

次に、議案第49号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定でございます。地方税法等の一部改正が平成23年4月27日に施行され、東日本大震災の被災者等の負担を軽減する特例措置の改正が行われたため、にかほ市税条例の一部を改正するものでございます。

議案第50号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定でございます。地方税法施行令の一部を改正する制令等が平成23年4月1日に施行され、賦課限度額の引き上げの改正が行われたため、にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

議案第51号にかほ市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定でございます。小滝老人憩の家「奈曾会館」の用途廃止に伴い、にかほ市老人憩の家条例の一部を改正するものであります。

議案第52号市有財産の無償譲渡についてでございます。小滝老人憩の家「奈曾会館」を廃止し、小滝自治会に無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第53号市道路線の認定についてでございます。水岡横岡線道路改良工事が平成21年度から平成22年度において地域活力基盤創造交付金事業及び社会資本整備総合交付金により整備が完了したので、市道水岡横岡2号線として認定しようとするものであります。

議案第54号平成23年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）についてでございます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,973万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億7,039万1,000円とするものであります。歳入の主なものとしては、県支出金では新規事業と

して転作田の活用を支援する重点品目産地づくり支援事業交付金に530万円、戦略作物の拡大に必要な経費を軽減するために交付される較差縮小対応型水田農業緊急対策事業交付金に280万9,000円、緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金に1,198万8,000円を追加計上しております。財産収入では旧大竹保育所などの土地売払収入として558万6,000円を計上しております。諸収入では、象潟体育館に移動式バスケット台を設置する事業の補助金として、スポーツ振興くじ助成金540万円を計上しております。また、市債では土木費に、まちづくり交付金事業として2,660万円を追加計上しております。

次に、歳出の主なものとしては、総務費では、仁賀保駅空調機器交換工事に890万円、3庁の非常用発電機設置工事設計管理委託料として370万円、小滝老人憩の家「奈曾会館」等の集会施設整備費補助金に521万円を追加計上しております。また、緊急雇用創出臨時対策基金事業で行う防犯街灯台帳等整備事業委託料として1,044万3,000円を計上しております。農林水産業費では、歳入でも申し上げましたが、重点品目産地づくり支援事業交付金に530万円、較差縮小対応型水田農業緊急対策事業交付金に280万9,000円を計上しております。商工費では、新たに東北地方太平洋沖地震復旧支援資金の利子補給金として400万円、震災の影響により地域経済低迷への支援対策として商工会共通商品券補助金に1,000万円を追加計上しております。土木費では、家ノ後地内歩道設置に伴う公有財産購入費、測量設計業務委託料、工事費、合わせて919万3,000円を計上しております。また、まちづくり交付金事業の旧金浦小学校跡地公園整備工事に1,900万円、勢至公園周辺整備工事に900万円を計上し、住宅リフォーム事業の拡大を見込み、住宅リフォーム支援事業補助金に1,000万円を追加計上しております。消防費では、津波避難地区改定のための業務委託料及び印刷製本費、合わせて162万8,000円を計上しております。教育費では、歳入でも申し上げましたが、象潟体育館移動式バスケット台等の備品購入費に890万円を計上しております。

なお、歳入と歳出の調整につきましては、財政調整基金から繰入金5,429万9,000円を繰り入れることにより行うものであります。

以上、議案の要旨について御説明を申し上げましたが、補足説明については担当の部課長等が行いますので、よろしく御審議をいただき、可決決定くださるようお願いいたします。

●議長（佐藤文昭君） これから担当部長の補足説明を行います。

初めに、報告第5号及び第6号について、総務部長。

●総務部長（森哲也君） それでは、報告第5号でございますが、これにつきましては特に補足することはございません。

報告第6号でございます。事故繰越しの報告についてでございますが、理由といたしましては、表の右端の説明にありますとおり、いずれも3月11日の東日本大震災の影響によりまして、各種資機材、あるいは機械の燃料等の供給停止などに伴いまして、予定された工事完了にいたらなかったため、やむを得ず事故繰越しとさせていただいたものでございます。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案48号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 議案第48号の履歴資料のとおりでありまして、補足説明することはございません。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第 49 号について、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 8 ページになります。議案第 49 号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についてでございます。この改正は、市長の提案説明にもありましたとおり、東日本大震災による被災者等の負担の軽減を図るための特例を定めた法律の制定によりまして、地方税法等の改正が行われたことから、市税条例の一部を改正するものでございます。附則に 3 条を加えるものでございます。

改正の要旨を御説明いたします。9 ページの附則第 22 条でございますが、雑損控除額等の特例を定めたものでございまして、東日本大震災により損失をこうむった場合の住宅や家財等につきまして雑損控除の適用を平成 22 年中の所得から受けることができること、また、当該年で控除しきれない損失額の繰越期間を 3 年から 5 年に延長したこと、また、これらの規定は生計を同じくする親族の資産についても適用されることとなっております。

それから、10 ページの附則の第 23 条でございます。住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例を定めたものでございますが、これも震災によりまして住宅が居住の用に供しなくなった場合でも、引き続き控除対象期間の残りの期間につきまして、住宅ローン減税の適用を受けることができるというものでございます。

それから、附則の第 24 条でございます。固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について定めてございます。これにつきましても震災により滅失し、または損壊した家屋の用に供されていた土地につきまして、平成 24 年度から平成 33 年度までの各年の賦課期日におきまして、住宅用地として使用できないと市長が認めた場合に限りまして、住宅用地とみなして申告によって固定資産税の軽減の特例の適用を受けることができるということでございます。以上が改正の要旨でございます。

この条例の一部改正は、公布の日から施行しまして、附則第 23 条につきましては平成 24 年 1 月 1 日からの施行とするものでございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第 50 号及び議案第 51 号について、市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 議案第 50 号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

今回の国民健康保険税条例の一部改正は、地方税法施行令が公布されまして、国民健康保険税の基礎、後期高齢者支援金、介護納付金、それぞれの課税限度額が改正されたためでございます。

13 ページの改正の内容でございますが、加入者の低所得化、あるいは医療費の増加に伴いまして、中間所得層にしわ寄せが来ているため、この層の負担を緩和するために 2 年連続で国民健康保険税の限度額を 4 万円引き上げ、77 万円とするものです。その引き上げ限度額の内訳ですが、基礎課税分が現行の 50 万円から 51 万円に、後期高齢者支援金等課税分が 13 万円から 14 万円に、介護納付金課税分が 10 万円から 12 万円になります。改正は平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度課税分から適用するものです。

続きまして、議案第 51 号にかほ市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定についてでございます。これにつきましては、市長が市政報告でも述べておりますが、議案第 52 号にありますように小

滝老人憩の家「奈曾会館」を小滝自治会に無償譲渡するための用途廃止で、老人憩の家条例から奈曾会館を削除するものでございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第 52 号について、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 16 ページの議案第 52 号でございます。市有財産の無償譲渡につきまして、市政報告、それから議案第 51 号で説明もありましたとおり、小滝老人憩の家の奈曾会館の用途を廃止した後に小滝自治会に無償譲渡しようとするものでございまして、無償譲渡する財産でございますが、象潟町小滝字北田 124 番地の 1 に建築されている昭和 57 年の建築でございますが、木造平屋建て 1 棟 139.12 平方メートルでございます。坪数にして 42.08 坪でございます。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第 53 号について、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 当該路線については、三級路線とするものです。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 所用のため、11 時 10 分まで休憩といたします。

午前 10 時 58 分 休 憩

午前 11 時 10 分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 54 号について、総務部に関することは総務部長。

●総務部長（森鉄也君） それでは、議案第 54 号平成 23 年度にかほ市一般会計補正予算（第 2 号）について補足説明をいたします。

6 ページをお開き願いたいと思います。第 3 表地方債の補正でございます。これにつきましては、震災の影響によりまして資材の供給が停止したために、平成 23 年度へ一部繰り延べしたまちづくり交付金事業の一部工事部分について、地方債 2,660 万円を増額補正するものでございます。

次に、歳入の主なものを御説明します。

10 ページをお願いいたします。16 款 2 項財産売払収入 558 万 6,000 円でございますが、旧大竹保育所跡地宅地 1,932.56 平方メートル、これを 450 万円、そのほか 2 件を含む土地売払収入でございます。

18 款 2 項でございます。基金繰入金として財政調整基金から 5,429 万 9,000 円を繰り入れするために、補正後の基金残高でございますが、15 億 4,985 万 3,000 円となります。

次に、主な歳出でございます。

12 ページをお開き願いたいと思います。2 款 1 項 1 目一般管理費 15 節工事請負費 890 万円でございますが、仁賀保駅の空調機器、室外機 2 基でございますが、いずれも老朽化に伴いまして交換工事を行うものでございます。4 目財産管理費 13 節委託料 370 万円でございますが、停電時の 3 庁舎での住民基本情報等の機関係システムの一部業務及び消防設備等も稼働できるように非常用発電機設置に向けた設計管理委託料でございます。同じく 15 節工事請負費 220 万円でございますが、仁賀保

駅南側駐車場の破損したフェンスを更新するためのものがございます。また、9目企画費19節負担金補助及び交付金521万円でございますが、無償譲渡する小滝老人憩の家「奈曾会館」への500万円のほか横根会館並びに汐見会館の計3件の集会施設整備費補助金でございます。11目交流促進事業費19節でございます。負担金補助及び交付金140万円の減額でございますが、市政報告でもありましたとおり、今年度予定しておりましたショウニー市及び諸暨市、クライストチャーチ市からの青少年受け入れ交流事業につきまして、震災の影響で中止の申し入れがございましたので、これを承諾したことによる減額でございます。

13ページ、3款5項1目でございます。災害救助費72万円は、被災地への職員派遣に伴う時間外勤務手当でございます。

17ページでございます。9款1項19節負担金補助及び交付金は自主防災組織への消防資機材等補助金として41万9,000円、そのほかを計上してございます。総務部関係は以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 次に、市民福祉部に関することは市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） それでは、9ページをお開きください。始めに歳入です。14款2項2目2節保健衛生費補助金94万6,000円、これは国が新たに推進する大腸がん検診事業に係るものがございます。15款2項3目1節保健衛生費補助金101万8,000円、これは県が新たに推進する胃がん検診事業に係るものです。15款3項1目1節総務費委託金70万3,000円、これは人権啓発活動のための委託金でございます。

歳出になります。13ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費11節需要費13万1,000円、13節委託料4万円は、本年7月に実施予定の人権の花運動に係るものです。この事業は、本年、上浜小学校と上郷小学校の児童を対象に実施することが決まり、草花を育てることで命の大切さや思いやりの心などを育てることを目的としています。予算はプランターや花の苗の購入費、看板製作費を計上してございます。2款7項2目交通安全対策費15節工事請負費32万6,000円、これは国道7号の黒川芹田交差点で特に冬場の事故が多発していることから、交通安全協会の要請によりまして信号機パトライト、いわゆる赤色回転灯を設置するものです。3目防犯街灯等対策費13節委託料1,044万3,000円、今回、緊急雇用事業を活用しまして市内防犯街灯の維持、修繕、更新の効率化を図るために位置図等をデータベース化するものがございます。4款1項3目成人保健事業費7節賃金から13節委託料まで計307万3,000円の補正額となっておりますが、これらは平成23年度で新規に実施することが決まった大腸がん検診と胃がん検診に係る費用です。大腸がん検診は国が推進するもので、40歳から60歳までの5歳刻みの人を対象として、また、胃がん検診は県が推進するもので、40歳と50歳の人を対象にしております。受診は無料で、国事業の補助率は検診費と事務費とも2分の1、また、県事業の補助率は検診費が10割、事務費が2分の1となります。

14ページです。4目精神保健事業費19節3万円、これにつきましては、本年5月、市内の精神障害者本人及び家族で組織する「ひだまりの会」が設立されました。設立には10家族が登録しておりまして、今後、情報交換をしながら安心してくつろげる居場所づくり、社会復帰に向けた軽作業のできる支援の場づくりなどに取り組んでいくことにしております。その活動補助金となります。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 次に、産業建設部に関することは、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 5 ページをお願いします。債務負担行為は、農地取得に伴う借入資金の利子補給1件に係るものでございます。

9 ページをお願いします。15 款 2 項 4 目農林水産業費県補助金については、歳出の農業振興費及び水田利活用推進費における各種補助事業に係る県補助金であります。次に、7 目の商工費県補助金は、県の臨時議会において新規事業として採択された緊急雇用対策事業など 2 事業で 1,133 万円、このほか平成 23 年度に新規に実施する雇用対策委託事業 3 事業に対し、間接経費として事業の 5%、65 万円ですけれども追加助成されるものでございます。

10 ページをお願いします。20 款 5 項 6 目雑入のうち、支障物件等補償費については、伊勢居地地内の市有林で杉が 1,294 本、雑木 476 本が東北電力送電線の支障となることから立木補償されるものです。

次に、歳出になります。14 ページをお願いします。6 款 1 項 3 目農業振興費 19 節新規農業参入チャレンジ支援事業補助金 42 万 6,000 円の減額については、下段のあきたを元気に！農業夢プラン実現事業への組み替えすることから減額するものでございます。次の、あきたを元気に！農業夢プラン実現事業補助金の増額補正は、当初計画では 7 件で 591 万 9,000 円と見込んでおりましたけれども、現時点で 15 件 696 万 2,000 円の事業利用申請がされていることから補正するものです。次の、経営拡大支援事業補助金 41 万 4,000 円は、県の農林漁業振興臨時対策基金による新規事業で、設立直後の農業法人、農業生産法人の基盤安定支援を行うもので、さきに設立した農事組合法人飛の事務所開設事業に対し助成するものであります。次の、えだまめ日本一産地条件整備事業補助金 42 万 9,000 円は、当初、あきたを元気に！農業夢プラン実現事業に計上しておりましたが、新たに県のほうで補助事業要綱が制定されたことから、あきたを元気に！農業夢プラン実現事業からの組み替えを行うものです。次、4 目水田利活用推進費 19 節負担金補助及び交付金の戸別所得補償制度推進事業費補助金 211 万 3,000 円は、平成 23 年度から戸別所得補償制度が本格実施されます。これにより担い手育成及び農地集積を推進するために新たに交付されるものでありまして、にかほ市の農業再生協議会へそのまま全額助成されます。次に 15 ページ、重点品目産地づくり支援事業交付金 530 万円は、秋田県の、これも臨時対策基金による事業で、戸別所得補償制度の本格実施により平成 21 年度までの産地確立資金の助成水準を下回る重点品目に対し、転作田を活用した産地づくりを支援する事業への交付金で、これについても市の農業再生協議会へ全額交付するものです。次に、較差縮小対応型水田農業緊急対策事業交付金 280 万 9,000 円についても、県の農林漁業振興臨時対策基金による事業で、転作率の県平均上昇幅を上回る増加面積に応じて戦略作物の拡大に必要な経費を軽減するための交付金で、これについても再生協議会のほうに全額交付されます。

次に、7 款商工費 19 節東北地方太平洋沖地震復旧支援資金利子補給金 400 万円については、秋田県の震災対応制度資金、これは保証料については県が全額負担いたします。この利用者に対し、貸付利率 1.5%のうち市が 0.5%利子補給を行い、実質の金利を 1%に軽減して支援を行うものです。なお、400 万円に相当する借入見込額については 15 億円と見込んでおります。次の商工会共通商品券補助金 1,000 万円は、震災による間接的被害を多く受けた宿泊、飲食業に対する対応と震災後消

費が停滞している市内商業の活性化を図るための追加助成を行うものです。これにより商工会では、当初予算計上しておりました300万円と合わせ1,300万円を活用した商品券の販売を7月と10月の2期に分けて行うことを計画しております。なお、商工会では、宿泊施設や飲食店で使えるクーポン券が抽選で当たる商品券として販売する計画であります。

次に16ページお願いします。8款2項3目道路橋梁新設改良費の各節の補正は、地域住民から要望がされておりました歩道整備で、TDK象潟工場前にある踏切、これは大揚踏切ですけども、この部分から住宅地の武道島二区方面へ線路沿いに歩道を新設するための費用を計上しております。延長は約35メートル、幅員を4メートルで計画しております。次に、4項2目まちづくり交付金事業の15節工事請負費2,800万円の増額については、4月の臨時議会において説明しておりますけども、震災の影響によりアスファルトの製造が困難となったことから、舗装工事については減額変更契約を行っておりました。この部分、旧金浦小学校跡地公園整備と勢至公園周辺整備の舗装工事を今回行うため、計上いたしております。次に、5項1目19節住宅リフォーム支援事業補助金1,000万円の補正です。6月7日現在、137件、補助金にして860万7,000円の申請があります。次期の定例議会までには予算が不足することが見込まれることから追加補正をお願いするものでございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、教育委員会に関することは、教育次長。

●教育次長（佐藤知公君） 教育委員会所管について説明いたします。

最初に、歳入についてであります。10ページ、下段のほうをお開きください。20款5項6目1節雑入のうち、スポーツ振興くじ助成金540万円についてであります。この補正は、象潟体育館移動式バスケット台1対の購入について、昨年12月スポーツ振興くじ助成事業に申請しておりましたが、本年4月20日に助成金の交付決定通知を受けましたので補正するものであります。

歳出についてであります。17ページの最後の10款5項2目屋内運動施設管理費18節備品購入費890万円についてであります。象潟体育館には約40年前に購入したバスケット台がありますが、老朽化が激しく、数年前に他施設で同機種による人身事故が発生していたことから、平成21年度の業者による点検結果でも使用できない状態という判断になりました。このようなことから、平成23年度より大型スポーツ用品の施設についてもスポーツ振興くじ対象になりましたので、バスケットボール1対の購入とともに試合時に使用するタイマー等電光掲示板一式もあわせて購入したいと考えております。助成金以外の350万円につきましては一般財源となります。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第48号人権擁護委員候補者の推薦についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第48号の質疑を終わります。

次に、議案第48号の討論、採決を行います。議案第48号人権擁護委員候補者の推薦については、人事案件です。本案は、申し合わせにより討論を省略し、直ちに採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。ここに推薦された方を適任者と認めることに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議案第 48 号人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり推薦された方を適任者と認めることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

どうも御苦労さまです。

午前 11 時 32 分 散 会
